

<声明>学問を軍学共同の道具にし、「学問の自由」を蹂躪する「日本学術会議特殊法人化法案」の衆議院本会議強行採決に抗議し、廃案を求める！

2025年5月14日

「許すな！『日の丸・君が代』強制、止めよう！改憲・教育破壊 全国ネットワーク（略称「ひのきみ全国ネット」）

（連絡先：代表世話人・小野政美 gorillaono@gmail.com）

（1）私たち、全国の教員・退職教員・保護者・市民による全国ネットワークである<許すな！『日の丸・君が代』強制、止めよう！改憲・教育破壊 全国ネットワーク>は、5月13日、衆議院本会議において行われた、学問を軍学共同の道具にするために、日本国憲法で保障された「学問の自由」を蹂躪する「日本学術会議特殊法人化法案」の強行採決に抗議するとともに廃案を求めるものである。そして、学問と教育、メディアの国家統制は「新しい戦前」への道であることを訴える。「教育・学問とメディアが戦争を準備する！」

私たちは、2025年3月以来、日本学術会議の「特殊法人化」に反対する署名運動を多くの団体と共に行い、<日本学術会議の「特殊法人」化に反対する学者・市民の会>を結成し、法案の廃案を目指して、な学者、全国の市民と共に、法案廃案の署名活動を進め、2万筆以上の署名を内閣府に届けた。2度の院内集会、日本学術会議応援の「ヒューマンチェーン」や4回の国会前ヒューマンチェーン（人間の鎖）などのさまざまな活動を続けてきた。

（2）「日本学術会議特殊法人化法案」は、5月9日、衆議院内閣委員会でのわずか10数時間の審議により、自民党、公明党、日本維新の会の賛成により採決が強行され、自民党・公明党・日本維新の会の賛成21票、立憲民主党・国民民主党・日本共産党・れいわ新選組・有志の会の反対18票の僅差で採択された。そして、本日の衆議院本会議において、日本維新の会の賛成討論、立憲民主党・国民民主党・日本共産党・れいわ新選組の反対討論の後、自民党、公明党、日本維新の会などの賛成、立憲民主党・国民民主党・日本共産党・れいわ新選組・有志の会・日本保守党の反対により採決が強行された。「日本学術会議特殊法人化法案」は、「学問の自由」を圧殺し、学問を軍学共同の道具にし、戦争への道を開き、「軍産学共同」で、学問・科学を軍事的・経済的利益に貢献させるための法案に他ならない。日本学術会議総会では法案の抜本的修正を求める決議を採択した。私たちは、本日、5月13日、衆議院本会議での「日本学術会議特殊法人化法案」の強行採決に抗議するものである。

（3）2020年には、菅義偉首相による日本学術会議会員候補6名の任命拒否が行われた。今回の「日本学術会議特殊法人化法案」は、権力による違法な人事介入であり、日本学術会議の独立性を侵害した6名の任命拒否を逆手に取り、日本学術会議の独立性を奪い、学問・科学を軍学共同の道具にし、軍事研究をはじめ政府や財界の意に沿う方向に学術界を動員するために、日本学術会議への政府・権力の全面的管理統制するために準備された法案である。私たちは、改めて、石破政権に対し、一刻も早く6名の任命拒否の撤回を求めるものである。

（4）「日本学術会議特殊法人化法案」は、「日本学術会議法」の前文を削除し、「科学者の総意の下に」「わが国の平和的復興に貢献する」という日本学術会議設立の原点を消し去り、「科学者の総意の下に」「独立して職務を行う」という日本学術会議を解体するもので

ある。新たに設けられる外部者からなる選定助言委員会は、学術会議の会員選定方針に意見を言うほか、候補者選定にも介入できるものである。時の政権にとって都合の悪い学者を排除する制度を法律に組み込み、会員の任命拒否をしなくても人事介入ができることになる。5月9日の衆院内閣委員会において、坂井学・内閣府特命担当相は、「党派的な主張を繰り返す会員は今度の法案では解任できる」という答弁を行った。学者の政治的主張や活動は学者としての学識にもとづくものであり、政府に都合の悪い言動を「党派的」と勝手に認定して排除することは、憲法が定める「学問の自由」や「言論・表現の自由」の明白な侵害であり、私たちは、坂井学・内閣府特命担当相の答弁に断固抗議し発言の撤回を求める。

(5) 「日本学術会議特殊法人化法案」は、日本学術会議が内閣府に対して確保を求めているナショナル・アカデミーの5要件(①国家財政支出による安定した財政基盤、②活動面での政府からの独立、および③会員選考における自主性・独立性の各要件)を充足せず、日本学術会議会長声明で示した5つの懸念(①大臣任命の監事の設置を法定すること、②大臣任命の評価委員会の設置を法定すること、③「中期目標・中期計画」を法定すること、④コ・オペレーションの考え方の逸脱になる次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること、⑤選考助言委員会の設置を法定することに対する懸念)も払拭されていないものである。「法案」は、「国から独立した法人になるから必要ない」として、憲法23条が保障する「学問の自由」にもとづいた「独立して職務を行う」という現行法の規定を削除し、政府が学術会議の人事、活動、財政にわたって介入する仕組みを幾重にも設けたことは、日本学術会議の「独立性」を侵害するものである。日本学術会議が4月15日の総会で採択した「声明」では、「政府からの独立、会員選考における自主性・独立性が充足されておらず、むしろ独立性の阻害が意図されている」と深刻な懸念を表明している。さらに、5月7日の衆院内閣委員会の参考人質疑で梶田隆章日本学術会議前会長が述べたように、学術会議の同意のないまま組織や会員選考の変更を法定化すること自体が、日本学術会議の独立性・自律性を侵害するものである。「日本学術会議特殊法人化法案」は、日本の国際的科学アカデミーである日本学術会議から独立性・自主性・自立性を奪うものであり、日本学術会議の歴代会長6氏の声明が「日本の学術の終わりの始まり」と言う通り、日本学術会議を政府・権力が全面的に管理統制できる組織に代えるものである。学術会議をめぐる今起きていることは、学問研究の世界に限らず、市民一人ひとりの自由や民主主義に深く関わる問題である。日本の科学者を内外に代表する組織である学術会議は、国の「特別の機関」に位置づけられ、政府からの独立と自律が法で保障されている。組織のあり方は本来、学術会議側が主体的に考えるべきことであって、政府から指図を受ける必要はない。

(6) 「学問の自由」の侵害が、言論や思想の苛烈な弾圧・統制につながったことを戦時下の歴史は教えている。「滝川事件」は、1933年、京都帝国大学法学部の滝川幸辰教授がおこなった講演やその著書が自由主義的であるなどとして、当時の鳩山一郎文部大臣が滝川教授の休職を決定したことから始まった思想弾圧である。滝川教授の学説は▽社会環境をよくしなければ、刑罰をいくら重くしても犯罪はなくなる▽妻の姦通だけを犯罪にして夫の姦通を不問にするのはおかしいというごく普通の内容である。この決定に対して、学問の自由や大学の自治を侵害などとして、1933年5月26日、閣議決定を経て滝川教授の休

職が発令された。その後、京大法学部教官は全員辞表を提出し、学生たちも抵抗したが覆ることはなく、6月に小西京大総長は辞任した。後任の総長が滝川を含めた6人の教授らの辞表を文部省に提出し多くの教員が京大を去った。また、1935年の「天皇機関説事件」では、憲法学者の美濃部達吉の著書が発禁処分とされ公職も追放された。国家を法的に一つの法人とし、天皇はその最高機関として位置付ける天皇機関説は政党政治に正当性を与える学説で、美濃部はその主な論者だった。「滝川事件」後、政府は学問への抑圧を強め、学問を軍事に従属させる事態が続いた。戦後、大日本帝国憲法（明治憲法）時代に起きた「滝川事件」や「天皇機関説事件」への反省から、憲法23条で、大日本帝国憲法にない「学問の自由」が定められた。現在の憲法23条「学問の自由」は、滝川事件や天皇機関説事件など、学問の自由ないしは学説の内容が、直接に国家権力によって侵害された歴史を踏まえて特に規定され、「学問の自由」条項には、学問研究や発表の自由に留まらず、自由な研究を実質的に裏付けする研究者の身分保障、政治的干渉からの保護の意味がある。

(7) 日本における「学問の自由」を蹂躪する「日本学術会議特殊法人化法案」と同様のことがアメリカで起こっている。アメリカ・トランプ政権は、ハーバード大学に対して、ガザジェノサイド抗議の学生の処分、カリキュラム改訂、入学制度改革、多様性・公平性・包摂性（DEI）慣行の撤廃などの要求を続けている。トランプ氏に対する抵抗の象徴となったハーバード大は、ガーバー学長は声明で「大学は独立性を放棄せず、憲法上の権利も手放さない」と表明した。トランプ政権は、ハーバード大に対する22億ドル超の補助金を凍結に続き、さらに4億5000万ドル（665億円）削減すると発表した。トランプ政権は、「これは学問の自由ではなく、制度上の権利の剥奪だ」として、エリート校に対する締め付けを一層強め、8つの連邦機関がハーバード大学へ支給する補助金削減を発表している。2023年10月7日以降、キャンパス内で高まった「反ユダヤ主義」への対応に問題があるとして、ホワイトハウスはコロンビア大学、プリンストン大学、コーネル大学、ノースウェスタン大学などにも批判の矛先を向けており、対象はダイバーシティ施策にまで及ぶ。政権はハーバード大に焦点を絞り、姿勢が民主党寄りに偏向していると問題視し、トランプ大統領は、政治活動を理由に、内国歳入庁はハーバード大の非課税資格を剥奪するべきだと繰り返し主張している。アラン・ガーバー学長は5月13日、マクマホン教育長官宛の書簡で、同校が党派的に偏っているとする政権の主張を否定し、政府による「越権行為」が重要な自由を脅かしていると警告した。トランプ政権は、大学での反ユダヤ主義対策を理由に学生の取締り強化などを大学側に要求してきたが、ハーバード大学が、4月14日に政権側の要求を拒否すると発表したのを受けて助成金の一部凍結に踏み切り、4月21日、ハーバード大学は、トランプ政権が助成金の一部を凍結したことに対し、「連邦政府は助成金の凍結を利用してハーバード大学の学問上の意思決定を支配しようとしている。助成金の凍結は政府の権限を越え違法だ」、「学術や懲戒方針に関する政府の要求は、言論の自由や教育の使命を侵害するものだ」、「政権側の対応は学生や研究者、それに世界におけるアメリカの大学の地位に深刻な影響を実際に及ぼしている」として、トランプ政権を「政府の権限を越えている」などとして、トランプ政権に対して助成金凍結の取り消しを求める訴えをマサチューセッツ州にある連邦地方裁判所に起こしている。コロンビア大学は5月6日、トランプ大統領が同大

学への助成金4億ドル(約570億円)を取り消した措置を受け、資金不足により約180人の研究者を解雇すると発表した。ハーバード大学がトランプ政権によって独立性が脅かされていると表明したことを受け、プリンストン大学、ブラウン大学、ハワイ大学など100を超える大学、カレッジ、学術団体の学長らは、「前例のない政府の行き過ぎた政治的干渉が米国の高等教育を危険にさらしている」、「キャンパスで学び、活動し、働く人々の生活に政府が不当に介入することには反対しなければならない」とする共同声明を発表している。

(8) いま、「新しい戦時体制」構築のために、教育・学問・メディアなどへの執拗な攻撃と国家による管理統制が続いている。岸田政権による「安保3文書」閣議決定による「大軍拡」・「敵基地攻撃」は、沖縄・琉球弧などの軍事基地増強・日米韓などの共同軍事訓練を進めている。国会での議論なしに、閣議のみで決定し運用指針は国家安全保障会議(NSC)で決定する暴挙により、武器輸出ルールを定めた「防衛装備移転三原則」と運用指針を改定しミサイルや弾薬など殺傷能力のある武器輸出の解禁に踏み切った。また、自衛隊が保有する地上配備型の迎撃ミサイル「パトリオット」を米国へ輸出する方針を決めた。「防衛予算」2022年末に政府が策定した『安保3文書』の「防衛力整備計画」で2023～27年度の防衛費は5年間で43兆円と定められ、政府が閣議決定した2024年度当初予算案で防衛費は7兆9496億円(米軍再編関係経費などを含む)となり過去最大を更新した。そして、戦時体制を強化するために、学校現場で自民族優越主義・民族排外主義に基づく画一的な価値観を植え付け、多様な個性と多様な価値観を認めず愛国心教育体制の強化に突き進んでいる。2006年の第1次安倍内閣は、1947年教育基本法の前文の「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とした文言を「改正」で削除した。2006年に成立した「改正教育基本法」で、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とする教育目標が挿入された。その後の政府・文科省も愛国心教育・教育政策・教科書行政が進められていることに対して、私たち<許すな!『日の丸・君が代』強制、止めよう!安倍・菅政権の改憲・教育破壊 全国ネットワーク>は、粘り強く抗議の声を上げ続けてきた。

(9) 私たちは、東京と大阪など全国の学校の「卒業式・入学式」・「周年行事」の場などでの「日の丸・君が代」強制、「君が代」斉唱に不起立・不服従の教員への処分と「思想転向研修」に抗議の声を上げ続け、安倍・菅・岸田・石破政権の改憲・教育破壊に対する活動を継続して行っている。

教育・学問は、戦前・戦中を通じて、天皇制にもとづく国民統治を最大限に機能させる手段として、一貫して権力の側に重視されてきた。戦後も、戦前からの連続性を巧みに利用して、国家主義・愛国心教育を強化する政策は揺らぐことはない。第1次安部政権以来の「教育改革」は、子どもたちをアジア・太平洋戦争による侵略戦争と植民地支配の時代、明治憲法下の天皇制の時代へと誘うものである。国家主義的な教育は、国家や「公」なるものに対する個人の犠牲を強要し、美化し、個人主義を否定するものである。日本の戦前・戦中の教育は、国家が教育を全面支配し、学校は「教育勅語」に基づく教育により忠君愛国の精神で天皇のために命を捧げる「少国民」を育成する場として、子どもたちと人々を侵略戦争に動

員する上で決定的な役割を果たした。私たちは、教育・学問とメディアが戦争を準備すると考え、学問と教育の自由の保障を求める立場から何度でも訴える。「教え子を戦場に送るな！」教育・学問は、戦前・戦中を通じて、天皇制にもとづく国民統治を最大限に機能させる手段として、一貫して権力の側に重視されてきた。戦後も、戦前からの連続性を巧みに利用して、国家主義・愛国心教育を強化する政策は揺らぐことはない。第1次安部政権以来の「教育改革」は、子どもたちをアジア・太平洋戦争による侵略戦争と植民地支配の時代、明治憲法下の天皇制の時代へと誘うものである。国家主義的な教育は、国家や「公」なるものに対する個人の犠牲を強要し、美化し、個人主義を否定するものである。日本の戦前・戦中の教育は、国家が教育を全面支配し、学校は「教育勅語」に基づく教育により忠君愛国の精神で天皇のために命を捧げる「少国民」を育成する場として、子どもたちと人々を侵略戦争に動員する上で決定的な役割を果たした。私たちは、教育・学問とメディアが戦争を準備すると考え、学問と教育の自由の保障を求める立場から何度でも訴える、「教え子を戦場に送るな！」

(10) 私たちは、学問と教育の国家統制を強める「改正国立大学法人法」の強行成立に強く抗議してきた。2023年12月13日、臨時国会において、「国立大学法人法の一部を改正する法律案」が自民党、公明党と日本維新の会、国民の党などの賛成多数で可決・成立した。「改正国立大学法人法」は、国際卓越研究大学における合議体を位置づけるという本来の法改正の趣旨から逸脱し、それ以外の大学に「運営方針会議」設置を義務付けるなど国立大学の運営に政府が介入し、国立大学法人にその組織・運営のあり方の重大な変更をもたらす新たな制度である。「運営方針会議」の委員選任は文部科学大臣の承認が必要とし政府の政治介入を企図するものである。この「改正国立大学法人法」は、大学の自治、自律性を破壊し大学のガバナンスを政府・産業界の統制下に置こうとするものである。これは、日本学術会議への執拗な改革要求と合わせ、日本の学問界・アカデミアを国家統制するもので、日本の学術、日本社会の発展に大きな影響を及ぼすものである。国立大学では、2004年の法人化、そして2014年の学校教育法改正などを経て、教育研究に携わる教職員、そして大学の真の受益者である学生や市民の声が大学運営に反映されない「トップダウン体制」が強化されてきた。「改正国立大学法人法」は、大学教職員や学生・大学院生と関係のない外部の委員は文部科学大臣が承認する「運営方針会議」が強大な権限を持ち、大学の方針を決定し、大学自治と大学自身による自律的な改革を後退させるものである。「大学の自治」は、教育と研究を実際に担っている大学教職員や学生・大学院生の力で歴史的に作り上げてきたものであり、これからも自律的に継続し発展させていかなければならない。

(11) 私たち「ひのきみ全国ネット」は、滝川事件や天皇機関説事件をなど、言論や思想の苛烈な弾圧・統制によって、学問・教育・言論・メディアなどが侵略戦争につながった歴史を踏まえて、日本国憲法の条文に明記された日本国憲法23条「学問の自由」を蹂躪する「日本学術会議法人化」に強く反対する。「学問の自由」を圧殺し、学問・科学を軍学共同の道具にし、戦争への道を開く「日本学術会議特殊法人化法案」の衆議院本会議での強行採決に抗議するとともに、多くの良心的な学者、教員、保護者、全国の市民と共に、参議院での「日本学術会議特殊法人化法案」の廃案を目指して闘い続けることを表明する。